

管理 No.	申067
--------	------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民部 男女共同参画課  
(係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	男女共同参画センター使用の承認
根拠条例・規則の名称/条項	奈良市男女共同参画センター条例(平成14年奈良市条例第33号)第4条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>奈良市男女共同参画センター使用の承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市男女共同参画センター条例 第4条</li> <li>・奈良市男女共同参画センター条例施行規則 第4条</li> <li>・奈良市男女共同参画センター使用内規 1</li> </ul> <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市男女共同参画センター条例】 (使用の承認)</p> <p>第4条 センターのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>3 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。</p> <p>【奈良市男女共同参画センター条例施行規則(平成14年奈良市規則第108号)】 (使用承認等の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用承認を受けようとする者は、奈良市男女共同参画センター使用承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、奈良市男女共同参画センター使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)前8週間(条例第3条第2項に規定する文化活動等のために使用しようとする場合は、4週間)に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)から使用日の前日(夜間、午後・夜間又は全日</p>

	<p>使用しようとする場合は、使用日前5日に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その日 前においてその日に最も近い休館日でない日)までの間において行う。ただし、市長が特に必 要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>【奈良市男女共同参画センター使用内規(平成23年4月制定)】</p> <p>(1. 使用承認申請について)</p> <p>使用者が施設(室)を使用する回数は、月2回を原則とする。ただし、男女共同参画のための目的で 使用する場合は、この限りではない。</p>
標準処理期間	1日間
最終更新日	平成31年4月1日更新